

渋川市内の飲食店を原因とする食中毒事件について

令和8年2月21日（土）、渋川市内の飲食店が調理した食事を原因とする食中毒事件が発生しました。県では、当該施設に対し、3日間の営業停止を命ずるとともに、再発防止を指導しました。なお、有症者は入院しておらず、快方に向かっています。

1 概要

- (1) 発生日 令和8年2月21日（土）（初発）
(2) 有症者 39名（受診14名、入院なし）※調査中

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	10	8	7	10	1	1	37
女性	1	0	0	1	0	0	2
合計	11	8	7	11	1	1	39

【有症者住所】渋川市（20）、前橋市（11）、北群馬郡（5）、伊勢崎市（1）
吾妻郡（1）、高崎市（1）

- (3) 症状 下痢、おう吐、発熱等
(4) 病因物質 ノロウイルスGⅡ
(5) 原因食品 2月20日（金）から2月23日（月）にかけて当該飲食店が調理した食事
(6) 原因施設 施設名 有限会社 あつたや
所在地 群馬県渋川市渋川1300-1
営業者 有限会社 あつたや
代表者 小畑 孝子

(7) 経緯

令和8年2月23日（月）午後6時15分頃、渋川市内の事業所から「2月22日（日）の昼、職場で渋川市内の飲食店に出前を注文し、喫食した複数名が、おう吐、下痢を発症しており、医療機関を受診した者がいる。」旨の連絡が、渋川保健福祉事務所（保健所）にありました。

調査したところ、2月20日（金）から2月23日（月）にかけて、この飲食店が調理した食事を喫食した39名が下痢、おう吐、発熱等の食中毒様症状を呈していることが確認されました。有症者の共通食はこの飲食店が調理した食事のみであること、有症者2名及び調理従事者2名の便からノロウイルスが検出されたこと、有症者の発症状況がノロウイルスによるものと一致していること及び診断した医師から食中毒届が提出されたことから、この飲食店が調理した食事を原因とする食中毒事件と断定しました。

2 施設に対する措置

飲食店営業の営業停止3日間（令和8年2月27日（金）から3月1日（日）まで）

参考：本県の食中毒発生状況 [令和8年2月27日現在、（ ）内は中核市を含む]

	発生件数	患者数	死者数
令和8年1月～2月27日	3（4）	81（92）	0（0）
令和7年1月～2月27日 （昨年同期）	0（2）	0（8）	0（0）
令和7年1月～12月	4（7）	26（66）	0（0）

←速報値

ノロウイルス食中毒に注意!! (予防のポイント)

- ★下痢等の体調不良がある人は、食品を直接取り扱う作業を控えましょう。
- ★ノロウイルス食中毒を予防するため、調理前、トイレ後は念入りに手洗い（消毒）をしましょう。
- ★調理器具等の消毒には、熱湯や塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）が有効です。
- ★食品は中心部まで十分に加熱（85℃以上で90秒以上）しましょう。